

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年11月5日(2015.11.5)

【公開番号】特開2014-98738(P2014-98738A)

【公開日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-028

【出願番号】特願2012-249085(P2012-249085)

【国際特許分類】

G 03 B 21/10 (2006.01)

G 03 B 21/14 (2006.01)

H 04 N 5/74 (2006.01)

H 04 N 5/64 (2006.01)

【F I】

G 03 B 21/10 Z

G 03 B 21/14 E

H 04 N 5/74 E

H 04 N 5/64 501D

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月11日(2015.9.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

投射レンズ4は、画像表示素子303が射出した映像光を拡大して投射する。非球面ミラー3は、投射レンズ4が投射した映像光を光軸を中心とした回転対称形状の反射面で所定方向に反射する。反射型スクリーン1は、非球面ミラー3が反射した映像光<sub>2</sub>を映し出す。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

図13に示すように、支柱部材7Bは、透明樹脂部材49と透明ガラス部材50と透明樹脂部材51の3層構造で構成されている。透明ガラス部材50は、3層構造の中心となる層に配置されており、反射型スクリーン1を支える強度メンバーとしての機能を有する。また、透明樹脂部材49, 51は、透明ガラス部材50を両側から挟んで配置されており、透明ガラス部材50を保護している。このため、透明ガラス部材50が割れた場合でも、その破片が飛び散ることを抑制できる。ここで、透明樹脂部材49, 51と透明ガラス部材50が透明部材に相当する。なお、透明ガラス部材50に飛散防止フィルムなどの表面防止処理がされていれば、透明ガラス部材50のみの一層構造でもよい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0041】

図14に示すように、反射型スクリーン1と遮蔽筐体6とを連結する支柱部材7Bとして、透明樹脂部材49、51および透明ガラス部材50が採用されている。支柱部材7Bが透明部材により形成されているため、図15に示すように、反射型スクリーン1が、遮蔽筐体6から分離された感覚となり、反射型スクリーン1上に投射された映像が浮遊したイメージを実現することができる。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0055

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0055】

大画面スクリーンを搭載する映像投射装置の場合、映像を表示する大画面スクリーンができるだけ壁に近い位置に設置したいという要求がある。図23に示すように、カバーバック31Aの背面部に、カバーバック31Aの背面部の下端部から後方に突出し、かつ、カバーバック31Aに対して例えばネジなどで着脱可能に固定された第3突出部である着脱可能部32が設けられている。映像投射装置を壁にできるだけ近づけたいときに、着脱可能部32を取り外し、カバーバック31Aの背面部が壁面15に当接するように、映像投射装置を設置することができる。

## 【手続補正5】

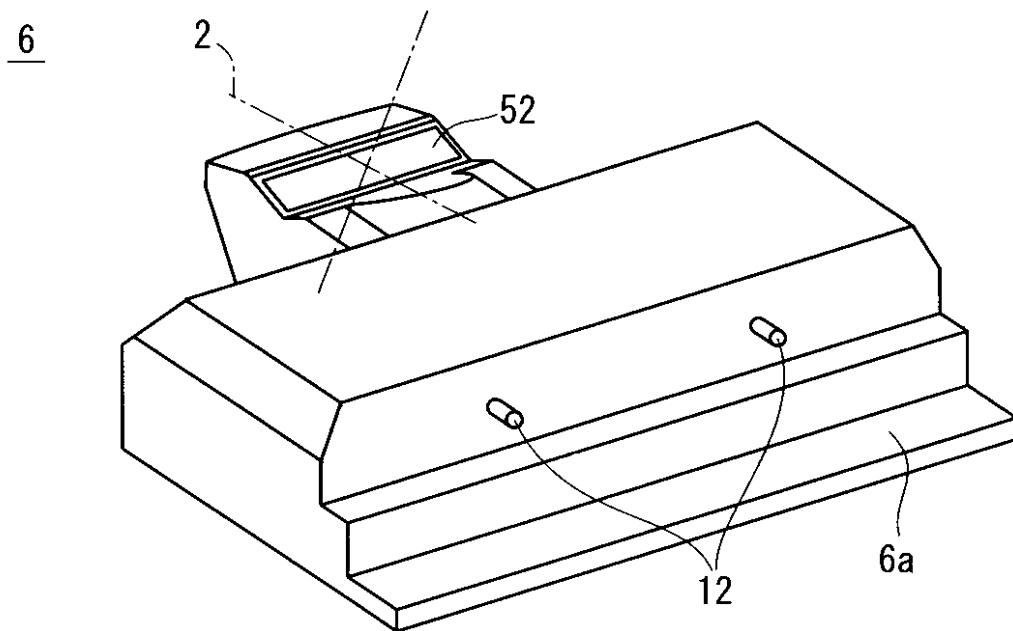
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図4

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【図4】



## 【手続補正6】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 8】

